

石狩市福祉利用割引券交付事業の見直しに係るパブリックコメントの実施について

1. 事業の概要

石狩市福祉利用割引券交付事業は、石狩市に居住する高齢者及び重度障がい者に対し、福祉利用割引券を交付することにより、日常生活における利便と社会参加の促進を図り、もって健康増進と福祉の向上に寄与することを目的としています。

2. 見直しの背景及び内容

今後、本市の総人口が減少する一方で、高齢者の占める割合は増加の一途をたどることが想定されており、高齢者を取り巻く状況の変化などを総合的に捉え、将来を見通した持続可能な事業にしていくことが必要です。このことから、現下の社会情勢や人口構造の変化を踏まえ、交付額、交付対象年齢、券の名称等について、下記のとおり見直しを検討しています。

記

(1) 交付額の増額について

1人あたり年間2,000円の交付額を1人あたり年間5,000円に増額します。

(2) 交付対象年齢の変更について

交付対象年齢を現在の70歳以上から75歳以上に引き上げます。上記(1)の交付額の引上げと併せて、将来、本市の総人口が減少する一方で、高齢者の占める割合は増加の一途をたどることが想定されるなか、高齢者を取り巻く状況の変化などを総合的に捉え、将来を見通した持続可能な高齢者福祉制度にしていくことが必要なことから引上げをするものです。

【参考】

(単位：人)

	令和7年 2025	令和12年 2030	令和17年 2035	令和22年 2040	令和27年 2045	令和32年 2050
人口総数	55,417	52,994	50,375	47,589	44,865	42,365
70歳以上の人口 総数に占める割合	16,060 29%	15,910 30%	15,392 31%	14,966 31%	15,255 34%	15,392 36%
75歳以上の人口 総数に占める割合	11,487 21%	12,730 24%	12,358 25%	11,630 24%	11,154 25%	11,655 28%

出典：国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口

(3) 交付方法の変更について

現在は、年度当初に70歳以上の方及び障がい者を有する方に交付し、以後、年度内に70歳に達する方及び障害者手帳を所持した方に月毎に交付していますが、見直し後は、1月1日現在で本市の住民基本台帳に記録されており、翌年の3月31日までに75歳以上となる方及び障がい者を有する方に、年度当初に一括して交付する方法に変更します。

(4) 利便性の向上について

現在は、利用する目的によって、一度に利用できる枚数を制限していますが、複数枚利用できるようにします。

3. 制度改正後の適用年月日について

令和7年4月1日からを予定しています。

4. パブリックコメントの実施期間

令和6年8月1日（木）から8月31日（土）まで

5. 主な見直し内容一覧

項目	現行	見直し（案）
交付額	2,000円（100円×20枚）又はタクシー券（初乗り相当額）3枚のどちらか選択	5,000円（500円×10枚） ※1) タクシー券として利用可能な券 ※2) 利用料が500円未満の施設等を利用の場合、差額の返金はなし
対象者	高齢者	70歳以上
	障がい者	① 身体障害者手帳1級又は2級の方 ② 療育手帳A判定の方 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方
居住要件等	本市の住民基本台帳に6月以上継続して記録されている方（介護老人福祉施設に入所又は病院若しくは診療所に入院する者を除く。）	1月1日現在、本市の住民基本台帳に記録されている方
交付方法	年度当初に70歳以上の方及び障がい者に交付し、以後、年度内に70歳に達する方及び障害者手帳を所持した方に月毎に交付する	年度当初に、翌年の3月31日までに75歳以上になる方及び障がい者に交付する ※ 月毎の随時交付は廃止
券の利用方法	一度に利用できる枚数の上限あり	一度に何枚でも利用が可能
券の名称	石狩市福祉利用割引券	石狩市福祉利用券